

労働保険事務組合委託事業場の皆様へ

当連合会では、労働保険未手続事業の解消及び中小事業主等の特別加入の促進を図るため、労働保険事務組合を運営しています。

本事業の目的にご賛同いただいている委託事業場の皆様から労働保険事務組合の委託を希望される事業場様をご紹介いただき事務委託が成立した場合には、紹介手数料として次のとおりお支払いいたします。

1 紹介手数料（消費税込み）

1事業場当たり11,000円

ただし、委託後1年以内に退会された場合は委託月数に応じた（月割りで）紹介手数料となります。

2 支払の時期 毎年10月末日

公益社団法人大阪労働基準連合会

労働保険事務組合担当 06-6942-7404